

解答 H27

[No. 1]27-1

正解 2

1. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第九号
2. × 都市計画法第 13 条第 1 項第十二号より、市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において定める。
3. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第七号
4. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第十四号ロ

[No. 2]27-2

正解 1

1. × 防災再開発促進地区は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項第一号に規定され、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する地域地区には含まれていない。
2. ○ 都市計画法第 8 条第 1 項第八号
3. ○ 都市計画法第 8 条第 1 項第十二号
4. ○ 都市計画法第 8 条第 1 項第十三号

[No. 3]27-3

正解 1

1. × 都市計画法第 12 条の 2 第 1 項に土地区画整理事業は含まれない。
2. ○ 都市計画法第 12 条第 2 項
3. ○ 都市計画法第 12 条の 2 第 4 項
4. ○ 都市計画法第 12 条第 1 項第五号

[No. 4]27-4

正解 4

1. ○ 都市計画法第 12 条の 5 第 7 項第一号
2. ○ 都市計画法第 12 条の 5 第 7 項第二号
3. ○ 都市計画法第 12 条の 5 第 7 項第二号
4. × 都市計画法第 12 条の 5 第 7 項より、敷地面積又は建築面積（市街化調整区域を除く）の最低制限は定められるが、敷地面積又は建築面積の最高制限は定められない。

解答 H27

[No. 5]27-5

正解 1

1. × 都市計画法第7条の2第1項の都市再開発方針に、沿道地区計画における沿道の整備に関する方針は含まれない。
2. ○ 都市計画法第7条の2第1項第二号
3. ○ 都市計画法第7条の2第1項第三号
4. ○ 都市計画法第7条の2第1項第四号

[No. 6]27-6

正解 3

1. × 建築基準法第56条第1項第一号、同施行令第2条第1項第六号イより、地盤面ではなく前面道路の路面の中心からの高さとする。
2. × 建築基準法第61条より、耐火建築物としなければならないのは、階数が3以上であり、又は延べ面積が100㎡を超える建築物である。
3. ○ 建築基準法第34条第2項、同施行令129条の13の2より、高さ31mをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には非常用昇降機の設置義務がある。
4. × 建築基準法第42条第2項、同施行令第2条第1項第一号より、道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、敷地面積に算入されない。

[No. 7]27-7

正解 1

1. × 建築基準法第2条第十三号より、移転は建築に該当する。
2. ○ 建築基準法施行令第13条第一号
3. ○ 建築基準法第2条第三号
4. ○ 建築基準法第2条第一号

[No. 8]27-8

正解 3

1. ○ 建築基準法第91条
2. ○ 建築基準法第48条第12項、別表第2（を）項
3. × 建築基準法第42条第1項より、4m未満の道路は該当しない。
4. ○ 建築基準法第48条第6項、別表第2（へ）項より、1万㎡以下の店舗は建築できる。

解答 H27

[No. 9]27-9

正解 4

1. × 建築基準法第 52 条第 3 項より、地盤面からの高さ 1m 以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1 を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しない。
2. × 建築基準法第 59 条第 3 項より、高度利用地区の指定により、同法第 52 条第 1 項に規定する都市計画に定める容積率（基準容積率）の緩和はあるが、同法第 52 条第 2 項に規定する前面道路による容積率の緩和はない。
3. × 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第八号より、建築面積の 8 分の 1 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。
4. ○ 建築基準法第 52 条第 6 項、同施行令第 135 条の 16。

[No. 10]27-10

正解 4

1. × 土地区画整理法第 3 条第 2 項より、組合施行の土地区画整理事業は施行区域（市街地開発事業の都市計画決定がされた範囲）でなくとも施行できる。
2. × 土地区画整理法第 14 条第 2 項より、7 人以上共同して認可を申請しなければならない。
3. × 土地区画整理法第 18 条より、同意人数だけではなく、宅地・借地面積の合計の 2/3 以上の同意が必要である。（再開発事業と同じ）。
4. ○ 土地区画整理法第 19 条第 3 項

[No. 11]27-11

正解 2

1. × 都市公園法第 2 条第 2 項第六号より、公園施設に含まれる。
2. ○ 道路法第 17 条第 1 項より、指定市（道路法第 7 条第 3 項に規定）内にある都道府県道は指定都市が行う。
3. × 駐車場法第 2 条第二号、同法第 12 条より、路外駐車場は地方公共団体が設置するものとは限定していない。
4. × 下水道法第 2 条第三号より、公共下水道は終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものである。

解答 H27

[No. 12]27-12

正解 4

1. ○ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律第4条第1項
2. ○ 同法第4条第2項
3. ○ 同法第5条第1項
4. × 同法第5条第2項、第6項より、鉄道事業者は地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努め、これらの要請があったときは、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならないが。一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置義務はない。

[No. 13]27-13

正解 2

1. ○ 大規模小売店舗立地法第3条、第15条
2. × 同法第2条第1項より、店舗面積には飲食店業は含まれない。
3. ○ 同法第7条第1項
4. ○ 同法第4条第1項

[No. 14]27-14

正解 3

1. ○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第13条第1項
2. ○ 同法第14条第1項、第3項
3. × 同法第15条第1項より、住居安定計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。
4. ○ 同法第16条第3項

[No. 15]27-15

正解 2

1. ○ 中心市街地の活性化に関する法律第8条第1項
2. × 同法第9条第1項より、認定者は内閣総理大臣である。
3. ○ 同法第61条第1項、第62条
4. ○ 同法第66条

解答 H27

[No. 16]26-16

正解 2

1. × 景観法第 7 条第 1 項より、指定都市及び中核市以外の市町村は景観行政事務を処理する市町村に限られる。
2. ○ 景観法第 9 条第 1 項
3. × 景観法第 8 条第 1 項第一号より、現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域も含まれる。
4. × 景観法第 11 条第 3 項より、区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意が必要である。

[No. 17]26-17

正解 3

1. × 借地借家法第 22 条より、公正証書等の書面であり、公正証書に限定しない。
2. × 同法第 23 条第 2 項より、存続期間 10 年の事業用定期借地権は、建物買取請求権（同法第 13 条）の規定は適用しない。
3. ○ 同法第 24 条第 2 項、第 3 項
4. × 同法第 23 条第 1 項より、存続期間は最大 50 年未満である。

[No. 18]26-18

正解 1

1. ○ 建物の区分所有等に関する法律第 18 条第 1 項、第 2 項
2. × 同法第 4 条第 2 項より、全員の共用に供される付属の建物は、規約により共用部分とすることができる部分であるため「規約共有部分」と呼ばれる。
3. × 同法第 17 条第 1 項より、共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議で決する。ただし、区分所有者数は規約で過半数まで減じることができる。
4. × 同法第 4 条第 1 項の「法定共用部分」は、専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の供用に供されるべき建物の部分であり、「構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供する」（同法第 1 条）ことができないので、専有部分とすることはできない。

解答 H27

[No. 19]27-19

正解 4

1. ○ 不動産登記法第 60 条
2. ○ 不動産登記法第 65 条
3. ○ 不動産登記法第 39 条。なお、一筆の土地の一部が別の地目となった等の場合は、職権登記ができる。また不動産登記法以外の法律では、都再法第 131 条のように表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者の登記申請が行われる場合がある。
4. × 不動産登記法第 16 条より、登記は当事者の申請又は嘱託により行うことが原則であり、同法第 63 条第 2 項より、相続の登記は相続人が単独で申請することができる。相続に関する登記を職権で行うことはできない。

[No. 20]27-20

正解 2

1. ○ 民法第 251 条、第 252 条
2. × 民法第 206 条より、共有物の所有者はその共有持分を自由に第三者に譲渡できる。
3. ○ 民法第 254 条
4. ○ 民法第 253 条第 1 項

[No. 21]27-21

正解 3

1. ○ 登録免許税法に規定する国税のひとつである。
2. ○ 地方税法第 2 章第 4 節に規定する道府県税のひとつである。
3. × 贈与税は相続税法（第 2 章第 2 節）中に規定されている。
4. ○ 地方税法第 3 章第 2 節に規定する市町村税のひとつである。

[No. 22]27-22

正解 4

1. ○ 優良建築物等整備事業制度要綱第 1
2. ○ 同要綱第 2 三、四、五、十一
3. ○ 同要綱第 2 三
4. × 優良建物等整備事業は、既成市街地であるとか人口 10 万人以上の市の区域など一定要件を満たせば、その対象となる。津波避難施設の整備等の市街地の防災性・建築物の安全性の向上を図るための施設整備は、既存ストック再生型優良建築物等整備事業の目標としているものであるし、コンパクトシティ化の取組みを推進するための都市機能の整備を行う事業とは、都市再生特別措置法による立地適正化計画に基づき機能誘導を図る都市再構築型優良建築物等整備事業の目標である。

解答 H27

[No. 23]27-23

正解 1

1. × 都市再生推進事業制度要綱第 1 条の 2 定義 1 に含まれていない。
2. ○ 都市再生推進事業制度要綱第 1 条の 2 定義 1 一
3. ○ 都市再生推進事業制度要綱第 1 条の 2 定義 1 七
4. ○ 都市再生推進事業制度要綱第 1 条の 2 定義 1 十

[No. 24]27-24

1. ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 2 項
2. ○ 同法第 17 条第 1 項、第 2 項
3. ○ 同法第 25 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
4. × 同法第 25 条第 3 項より、用耐震改修認定建築物の共用部分の変更決議は区分所有法上「4 分の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」と読み替える。

[No. 25]27-25

正解 4

1. × 都再法第 2 条第一号より、都再法で定めるところに従って行われる市街地再開発事業は、第一種市街地再開発事業、第二種市街地再開発事業である。防災街区整備事業は、都市計画法第 12 条の市街地開発事業ではあるが、都再法ではなく、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（密集法）第 2 条第五号に規定する事業である。
2. × 都市計画法第 10 条の 2 第 1 項第一号、第 2 項、都再法第 7 条第 2 項より、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区を定める。再開発等促進区は都市計画法第 12 条の 5 第 3 項より、地区計画に定める。
3. × 都再法第 5 条より、住宅不足の著しい地域における事業で、住宅不足の解消に寄与するように住宅の戸数その他住宅建設の目標を定めることができるのであって、例えば戸数が権利者再入居用程度と少ない場合には、必要事項ではない。
4. ○ 都再法第 6 条第 1 項

[No. 26]27-26

正解 4

1. ○ 都再法第 7 条の 13 より、施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者の同意を必要とする。なお、土地所有者、借地権者、建物の所有者及び借家権者以外の関係権利者（担保権者など）の同意も必要であるが、これら関係権利者以外の同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて認可申請ができる。
2. ○ 都再法第 14 条第 1 項
3. ○ 都再法第 50 条の 4 第 1 項
4. × 地方公共団体施行の場合、施行規程及び事業計画について関係権利者の同意を必要としない。

解答 H27

[No. 27]27-27

正解 2

1. ○ 都再法第 14 条第 2 項により、準用する同法第 7 条の 2 第 5 項から、法第 14 条第 1 項の組合設立認可同意の同意者数は、共有者を 1 としてその共有持分の割合を乗じる。面積議決も同様である。
2. × 都再法第 14 条第 1 項（参考条文は[No. 26]を参照）には、「施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの 3 分の 2 以上の同意」とあるので、同一人が土地所有者であり、かつ別宅地の借地権者である場合、それぞれ 1 とカウントする。
3. ○ 都再法施行規則第 3 条第 1 項第四号
4. ○ 都再法第 16 条第 1 項より、全員同意があっても事業計画の縦覧は必要である。

[No. 28]27-28

正解 2

1. × 都再法第 15 条第 1 項より、申請の相手方は市町村長である。
2. ○ 都再法第 15 条の借地権申告は、法第 14 条の土地所有者・借地権者の 2 / 3 同意を得る対象となる権利者を明らかにするため、登記等では確定できない未登記の借地権を対象として行われる。同法施行規則第条及び別記様式第 1 より、借地権の対象となっている土地の地積を記載する。
3. × 都再法第 15 条第 2 項により準用する法第 7 条の 3 第 3 項より、借地権の申告は市町村長に対して行う。
4. × 都再法第 15 条第 2 項により準用する法第 7 条の 3 第 4 項より、借地権申告をしなかった者は法第 14 条の土地所有者・借地権者の 2 / 3 同意の手續上は借地権者とは扱わないが、組合設立後は、借地権者であることが明らかな場合、法第 20 条（参考条文は[No. 36]を参照）により組合員となる。

[No. 29]27-29

正解 3

1. ○ 個人施行にあっては、都再法上事業計画の縦覧手続はない。
2. ○ 都再法第 16 条第 2 項より、意見書が出せる者は「当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員」であり、区域内に存する建築物の借家権者や抵当権者も含まれる。なお、「関係ある土地」とは、事業予定地に隣接する土地等を含み、事業予定地（施行地区）内に限定しないとされている（『都市再開発法解説』）。
3. × 都再法第 16 条第 2 項ただし書きより、都市計画において定められた事項については意見書を提出することができない。
4. ○ 都再法第 16 条第 5 項

解答 H27

[No. 30]27-30

正解 1

1. × 都再法第 7 条の 12 より、公共施設管理者の同意を得なくてはならないが、交番は、都再法第 2 条第四号及び同法施行令第 1 条に規定する公共施設ではない。
2. ○ 公立中学校は、都再法第 2 条第四号及び同法施行令第 1 条に規定する公共施設であるため、公共施設管理者同意を必要とする。
3. ○ 下水道は、都再法第 2 条第四号及び同法施行令第 1 条に規定する公共施設であるため、公共施設管理者同意を必要とする。
4. ○ 道路は、都再法第 2 条第四号に規定する公共施設であるため、公共施設管理者同意を必要とする。

[No. 31]27-31

正解 3

組合設立認可申請に先立ち、事業計画（都再法第 12 条第 1 項→法第 7 条の 11）及び定款（法第 9 条）を作成するとともに、施行地区となるべき区域の公告申請（法第 15 条第 1 項）、施行地区となるべき区域の公告（法第 15 条第 2 項→法第 7 条の 3）、借地権申告手続（法第 15 条第 2 項→法第 7 条の 3）、宅地の所有者及び借地権者の同意（法第 14 条）、並びに公共施設管理者の同意（法第 12 条第 1 項→法第 7 条の 12）を得なくてはならない。さらに、公営住宅等を建設することが適当と認められる者に対して参加組合員としての参加の機会を付与（法第 13 条）しなくてはならない。これらの準備手続の後、組合設立認可申請（法第 11 条）は、市町村長を経由して都道府県知事に申請され（法第 11 条第 4 項→法第 7 条の 9 第 2 項）、これを受けた知事は、市町村長に、当該事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供させる（法第 16 条）。知事は、縦覧後に見書の処理（法第 16 条第 2 項、第 3 項）を行い、組合設立認可に先立ち、市町村長の意見を聞かなければならない（法第 11 条第 4 項→法第 7 条の 9 第 3 項）。

知事は組合設立をした後、組合の名称、事業施行期間、施行地区を公告し、大臣・市町村長に施行地区と設計の概要を表示する図書を送付する（法第 19 条第 1 項）。

従って、Aは「業務計画の縦覧」であり、Bは「市長村長の意見」である。

[No. 32]27-32

正解 4

1. ○ 全員同意型の権利変換手続の特則（都再法第 110 条（参考条文は[No. 42]を参照）では、工事完了後、法第 103 条（施設建築物の一部等の価額等の確定）は通用せず、従って、清算（法第 104 条）も行わずに、解散について債権者の同意を得（法第 45 条第 3 項）て、組合解散の認可を申請（法第 45 条第 4 項）することができる。
2. ○ 都再法第 125 条第 3 項、第 4 項
3. ○ 都再法第 47 条
4. × 都再法第 49 条より、清算人は、清算事務終了後、決算報告書を作成し、知事の承認を得た後、組合員に報告する。

解答 H27

[No. 33]27-33

正解 3

1. ○ 都再法第 96 条第 2 項
2. ○ 都再法第 97 条第 2 項
3. × 都再法第 97 条第 4 項より、収用委員会に補償額の裁決の申請をすることができるのは、施行者又は損失を受けた者である。
4. ○ 都再法第 98 条第 2 項

[No. 34]27-34

正解 4

1. × 都再法第 9 条、同法施行規則第 1 条の 11 により、準用する第 1 条の 8 より、会計に関する事項は定款に定めなくてはならない。
2. × 都再法第 33 条、同法施行令第 20 条第 1 項より、定款の参加組合員に関する事項は特別議決（総組合員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の議決権の 3 分の 2 以上、かつ、施行地区内の宅地所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの 3 分の 2 以上）が必要である。
3. × 都再法第 9 条、同法施行規則第 1 条の 11 により、準用する第 1 条の 8 より、定款には権利変換期日、土地の明渡し期日を定めない。なお、権利変換計画書において、権利変換期日、土地の明渡しの手続き時期を定める（同法第 73 条第 1 項第十七号）。
4. ○ 都再法第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項

[No. 35]27-35

正解 2

1. ○ 都再法第 40 条第 1 項、同法施行令第 21 条第 2 項
2. × 都再法施行令第 21 条第 1 項より、最終の納付期限は、法第 100 条の公告の日から 1 ヶ月をこえてはならない。
3. ○ 都再法第 37 条第 3 項
4. ○ 都再法第 37 条第 1 項

解答 H27

[No. 36]27-36

正解 3

1. ○ 都再法第 24 条第 1 項
2. ○ 都再法第 87 条第 1 項より、権利変換期日後に施行地区内の権利を失った者は、都再法第 20 条第 1 項を失う。
3. × 都再法第 24 条第 1 項より、役員は総会での選挙により決定するが、第 23 条第 2 項より、理事長は、理事の中から互選で選出される。都再法第 28 条第 1 項より、組合は、理事長の氏名及び住所を、施行地区を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならないが、理事長の決定には知事の承認も総会の決定も不要である。
4. ○ 都再法第 28 条第 3 項

[No. 37]27-37

正解 1

1. ○ 都再法第 32 条第 4 項
2. × 都再法第 31 条第 2 項より、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時総会を招集することができる。これとは別に、都再法第 31 条第 3 項より、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出し、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から起算して 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. × 都再法第 30 条第三号の事業計画の変更のうち資金計画に関する事項は、法第 33 条及び同法施行令第 20 条第 2 項より、特別議決の対象ではない（参考条文[No. 34]を参照）。
4. × 都再法第 37 条第 4 項、第 7 項

[No. 38]27-38

正解 4

1. ○ 都再法第 7 条の 19 第 1 項、第 50 条の 14 第 1 項
2. ○ 都再法第 43 条第 2 項より審査委員は総会で選任されるが、法第 30 条及び法第 33 条（参考条文[No. 34]を参照）より、特別議決事項ではない。
3. ○ 都再法第 57 条第 1 項、第 4 項
4. × 都再法第 57 条第 3 項、第 4 項第二号より、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者も委員となることができる。

解答 H27

[No. 39]27-39

正解 1

1. × 都再法第 90 条第 1 項より、権利変換の登記申請又は嘱託は権利変換期日後に行う。
2. ○ 都再法第 90 条第 1 項
3. ○ 都再法第 90 条第 3 項。ただし、他に移転すべき旨の法第 71 条第 1 項の申出があった（施行者に属しない）建築物については、この限りではない。
4. ○ 都市再開発法による不動産登記に関する政令第 5 条第 1 項

[No. 40]27-40

正解 3

1. ○ 都再法第 71 条第 5 項、第 80 条第 1 項
2. ○ 都再法第 80 条第 1 項
3. × 都再法第 50 条の 2 より、会社施行の場合は定款ではなく、規準を定める。
4. ○ 都再法第 74 条第 2 項

[No. 41]27-41

正解 2

1. ○ 都再法第 89 条
2. × 都再法第 71 条第 1 項の権利変換を希望しない旨の申出には、担保権者等の同意は不要である。
3. ○ 都再法第 77 条第 5 項
4. ○ 都再法第 73 条第 4 項

[No. 42]27-42

正解 3

1. × 権利変換計画について、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査かいの議決を経なければならないのは、都再法第 84 条第 1 項より、「権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき」であるから、縦覧前に必ず同意又は議会が必要というわけではない。
2. × 再生法第 83 条第 2 項より、参加組合員又は特定事業参加者も意見書を提出できる。
3. ○ 都再法第 110 条の第 1 項より、全員同意を得た場合、法第 83 条の規定が適用されないため、権利変換計画の縦覧を必要としない。
4. × 都再法第 83 条第 1 項より、縦覧場所に特定の制限はない。

解答 H27

[No. 43]27-43

正解 3

1. × 過小床基準に照らして増し床とした場合の清算金は、都再法第 106 条第 1 項より、分割して徴収ができる。
2. × 都再法第 79 条第 2 項より、一号委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によって決する。
3. ○ 都再法第 79 条第 3 項
4. × 過小床基準は、総会議決事項（都再法第 30 条）に含まれない。

[No. 44]27-44

正解 2

1. ○ 都再法第 92 条第 1 項第一号
2. × 都再法第 92 条第 4 項より、全ての担保者等から供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、その補償金等を供託しなければならない。
3. ○ 都再法第 97 条第 3 項より、土地の明渡しの期限までに法第 97 条補償金を支払わなくてはならない。
4. ○ 都再法第 97 条第 3 項

[No. 45]27-45

正解 1

1. × 仮店舗での営業継続困難は租税特別措置法施行令第 22 条第 1 項又は第 39 条第 7 項各号に該当しない。
2. ○ 同施行令第 22 条第 11 号第一号、第 39 条第 7 項第一号
3. ○ 同施行令第 22 条第 11 号第二号、第 39 条第 7 項第二号
4. ○ 同施行令第 22 条第 11 号第四号

[No. 46]27-46

正解 4

1. ○ 都再法第 118 条の 31 第 1 項
2. ○ 都再法第 118 条の 32 第 1 項よりかかわらず権利変換期日に土地又は地上権の共有持分は当該地ごとに等しくなるが、合筆の必要はない。
3. ○ 土地区画整理法第 85 条の 3 第 2 項より、外→内権利者（市街地再開発事業区外から区内へ換地を申出る土地所有者又は借地権者）は関係権利者（借地権者又は土地所有者）の同意が必要である。
4. × 都再法施行令第 46 条の 15 より、法第 15 条第 1 項は「前項第 1 項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の公告を、当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない」と読み替えられる。

解答 H27

[No. 47]27-47

正解 1

1. × 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 15 条より、土地の占有権は補償しない。
2. ○ 同基準第 9 条第 1 項、第 2 項
3. ○ 同基準第 11 条
4. ○ 同基準第 37 条第 2 項

[No. 48]27-48

1. × 都再法第 118 条の 10 より、法第 70 条の規定（権利変換手続開始の登記）は準用されない。
2. ○ 権利変換計画認可を受けたとき、施行者は都再法第 86 条第 1 項より、権利変換計画の認可公告を行う。同法施行規則第 39 条第 4 項より、同施行規則第 32 条第 1 項に定める内容と配置設計図を施行地区内の適切な場所に、その公告をした日から起算して 10 日間掲示しなければならない。
3. × 都再法第 85 条第 2 項より、価額についての裁定申請を出されても、権利変換手続を停止することはできない。
4. ○ 都再法第 110 条第 2 項の規定により、法第 87 条第 2 項（権利変換期日後の建築物の施行者への帰属）の規定にかかわらず、権利変換計画の定めるところにより権利の得喪及び変更を生じる。